

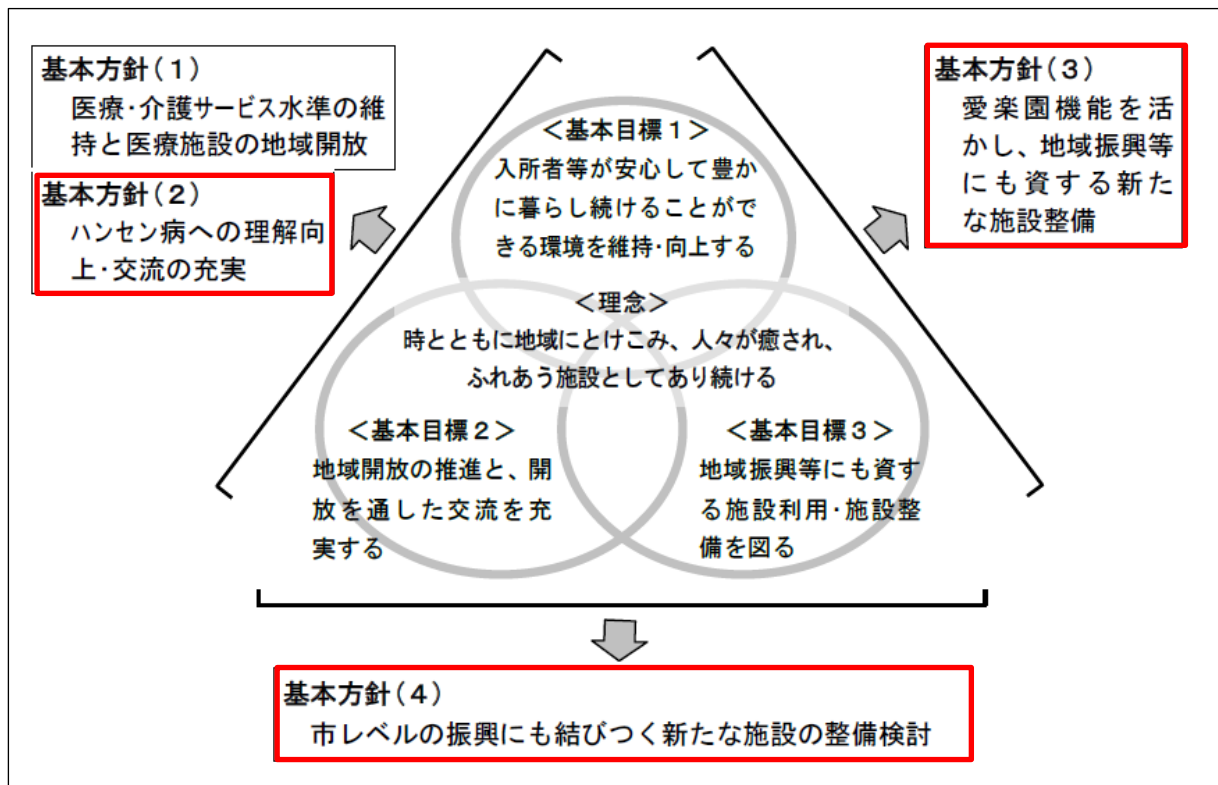
# 第3章 課題の整理

## 1 検討範囲

### (1) 将来構想における基本理念・基本方針の踏襲

本計画では、平成20年に策定された「国立療養所沖縄愛楽園将来構想」（以下「H20 将来構想」という）に示された将来ビジョンと目標を踏襲する。

図 国立療養所沖縄愛楽園将来構想 基本理念・基本目標・基本方針



このうち、基本方針（1）に示される部分は、主に沖縄愛楽園が入所者や退所者に対して、サービス水準の維持や地域開放を進めていくものである。

そこで今回の土地利用計画では、将来構想のうち、

- 基本方針（2）にかかる、人権教育や研修の場としての沖縄愛楽園交流会館の利用促進を図るための土地利用のあり方
- 基本方針（3）にかかる地域振興等にも資する新たな施設整備
- 基本方針（4）にかかる市レベルの振興にも結び付く新たな施設の整備

について、土地利用上の検討を図るものとする。

## 2 課題と対処方法の整理

### (1) 導入機能に関する課題

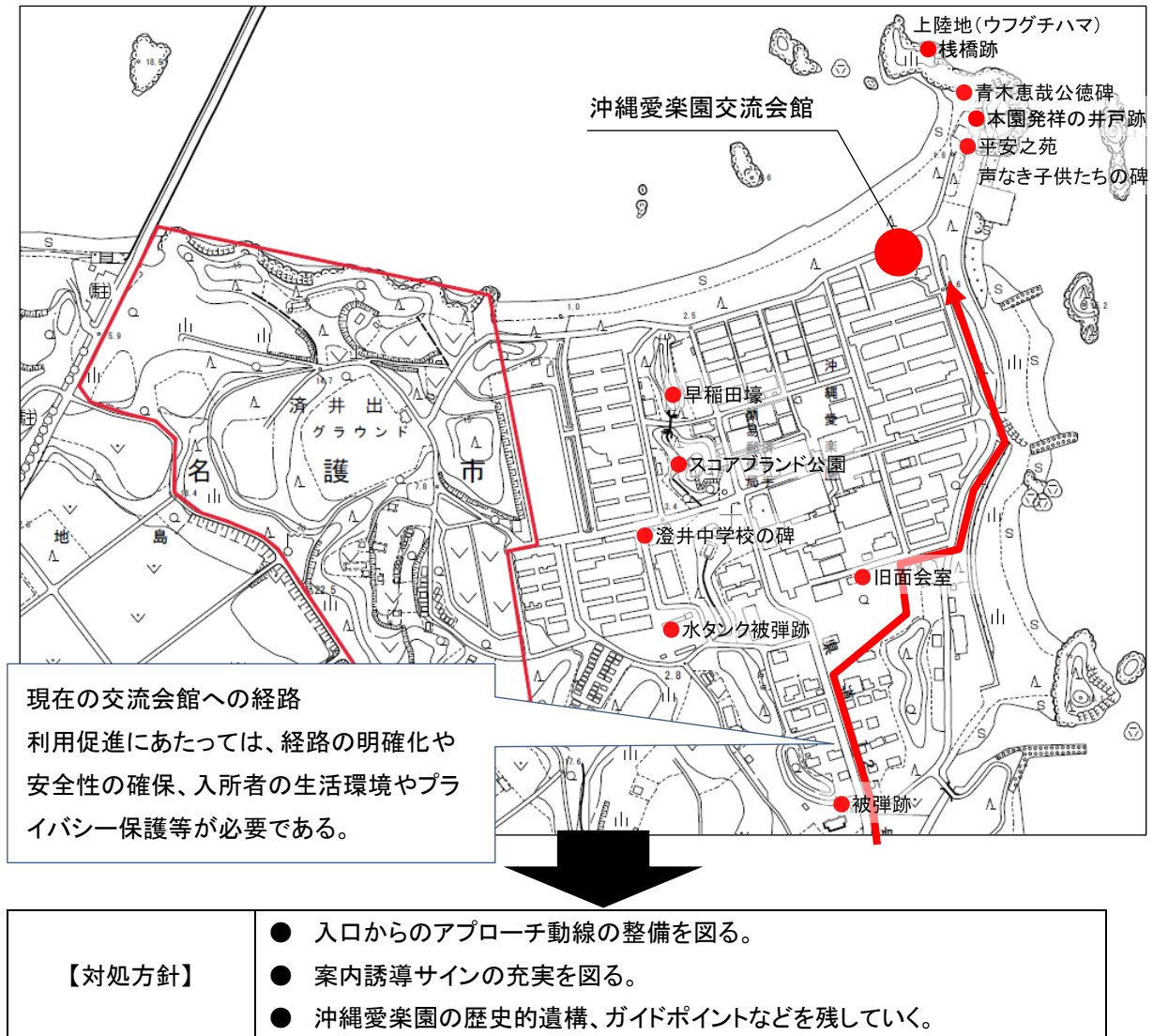
#### ① 沖縄愛楽園交流会館の利用促進に関する課題

基本方針(2)に示される、「ハンセン病への理解向上・交流の充実」において、学校教育や社会教育などを通して、ハンセン病を含め広く人権問題について学ぶことのできる研修・教育の場とすることとされ、平成27年にオープンした沖縄愛楽園交流会館(以下、「交流会館」という)において取り組みが進んでいる。

今後の土地利用においては、この交流会館の利用をさらに促進するため、アプローチ動線に関する整備や、外部からの利用者が増加する場合に伴う安全性の確保やプライバシーの保護などへの配慮が必要である。

また、園内では沖縄愛楽園の歴史や遺構をたどるガイドツアーも行われていることから、ガイドの説明ポイントとなる遺構や施設、場所は残していく必要がある。

図 沖縄愛楽園交流会館、ガイドツアーのポイントなど



## ② 地域振興に資する施設の考え方

基本方針（3）や基本方針に示される「地域振興」について、まず、「誰が主役で、誰が使うのか」「誰を、どのぐらい受入れるのか」、またそれにより、どのような事業者の参入を促していくのか、施設の事業内容について、考え方を整理する必要がある。

表 地域振興に関連する将来構想の記述

基本方針	H20 将来構想（要約）	課題
基本方針 （3）	<b>①高齢者・障がい者施設の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市外・県外からの利用者にも対応した高齢者施設や障がい者施設。</li> <li>地域の介護福祉ニーズの受け皿となる地域密着型サービス施設。</li> <li>ホスピスの整備について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲットや受入れ規模とプライバシーの配慮。</li> <li>地域密着型介護の需要及び市や県の介護保険事業計画との整合。</li> <li>ホスピスの利用ニーズ。</li> </ul>
	<b>②入所者の生きがいづくり等に資する新たな施設整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>園入所者、高齢者施設等利用者、地域住民等も利用できる市民農園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の利用状況。</li> <li>現在の未利用耕作地や作業小屋等の取扱い</li> <li>来訪者による利用形態。</li> </ul>
基本方針 （4）	<b>①長期滞在型健康保養施設の整備検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄愛楽園の機能との連携・協力体制</li> <li>自然海浜や市民農園、食や農業体験等を通じた健康回復・増進の視点。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲットや受入れ規模とプライバシーの配慮。</li> </ul>

図 地域振興に求められる効果と配慮事項、そのための導入機能の方向性など

誰を	どこから	受入れ形態	求められる効果／配慮事項
高齢者 障がい者	地域内 (屋我地地域)	移住・定住	<b>【求められる効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病・人権問題の普及・啓発</li> <li>入所者及び地域の生きがい・交流</li> <li>地域の雇用創出</li> <li>地域の人口増加</li> <li>経済活性化効果</li> </ul> <b>【配慮事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者のプライバシー保護</li> <li>地域の受入れ意識</li> </ul>
	市内・県内	観光 (短期滞在)	
一般	県外・国外	観光（長期滞在健康保養）	

<b>【対処方針】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障がい者を対象とした事業者の誘致を図る。 ※レスパイトサービス<sup>*1</sup>、ホスピス等、医療機能等の検討</li> <li>利用者のQOL<sup>**2</sup>を高める事業内容とする。</li> <li>地域の雇用創出につながる事業内容とする。</li> </ul>
---------------	--

### ③ 地域振興に関する新たな機能の導入

ヒアリングや第1回懇話会で提案されたレスパイトサービスや CCRC のまちづくり、自転車を活用した取り組み、パークゴルフ等健康増進など、新たな動向に関する取り込みについて、平成20年度策定の将来構想の基本方針に沿った形での検討とする。

将来構想に沿って、沖縄愛楽園の療養所としての性格との整合性を考慮した土地利用コンセプトを示し、秩序ある機能や施設の導入を検討していく必要がある。



<b>【対処方針】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 将来構想に沿って、沖縄愛楽園の療養所としての性格との整合性を考慮した土地利用コンセプトを示し、秩序ある機能や施設の導入検討していく必要がある。</li></ul> <p>※自転車のまちづくり、健康増進関連、スポーツ等</p>
---------------	--

※1 レスパイトサービス：障がい児者をもつ親・家族を一時的にその障がい児者の介護から開放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助のこと。形態としては、障がい児者本人が援助者付きの普通の住宅（セカンドハウス）に滞在するものと、援助者が家庭を訪問し、家庭で援助する方法がある。

※2 QOL（Quality of Life）：生活の質。日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活。

## (2) 土地利用上の課題

### ① アクセスおよび動線の課題

#### ア 西側からの進入路設置の場合

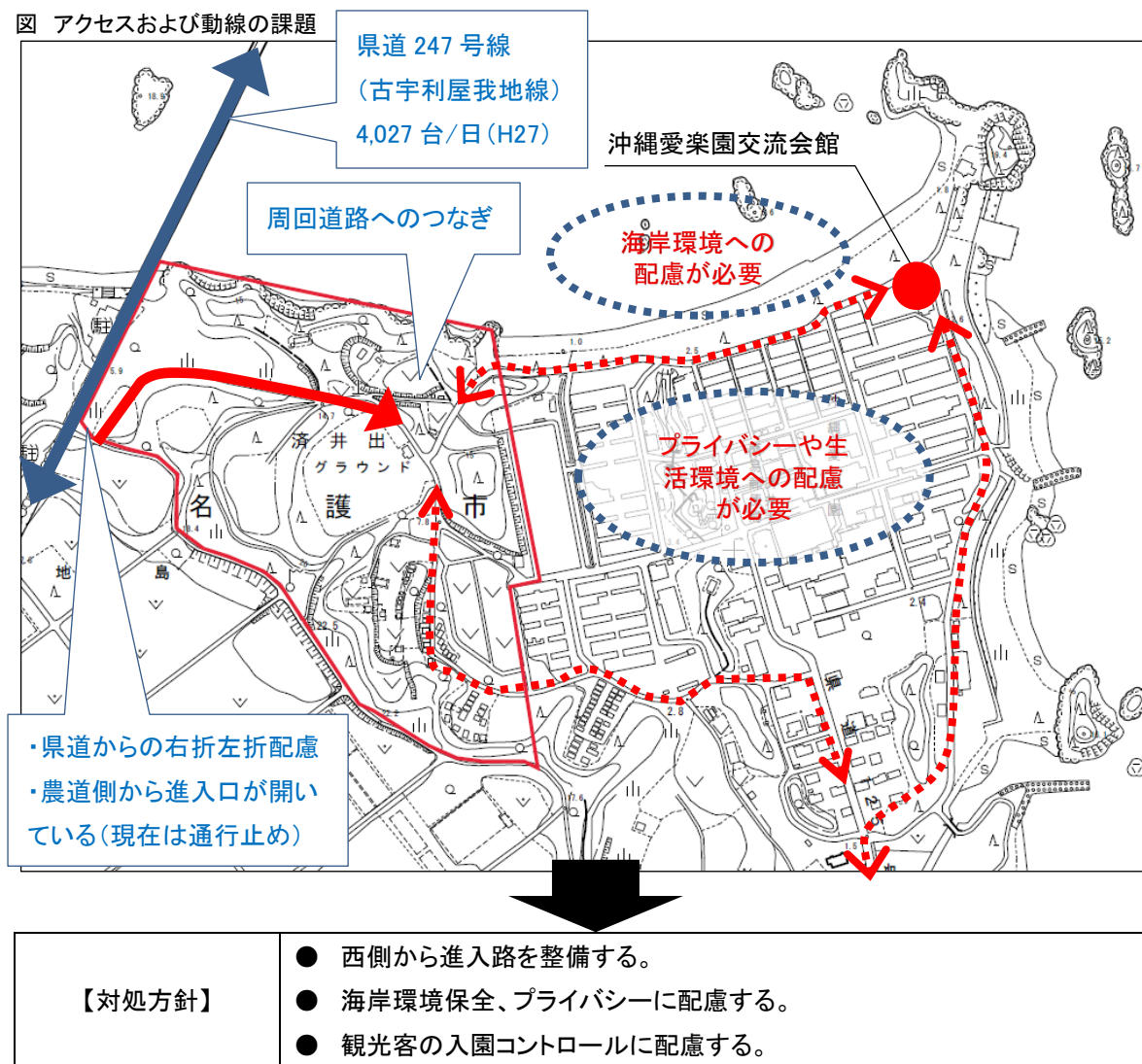
沖縄愛楽園敷地西側は、県道 247 号線（古宇利屋我地線）に接している。県道に名護市の農道が接続し、農道沿いに沖縄愛楽園敷地内への進入口が開いている（現在トンブロックで通行止め）。

また、県道 247 号線は、古宇利島が観光スポットとして人気が高いことから、交通量が多くなっている（平成 27 年交通センサスでは、4,027 台/24h）。そのため安全確保のため進入路口の拡幅が必要である。また、アクセスが良くなると、多くの観光客が園内に流入してこくとも考えられ、管理面やプライバシー保護の観点から配慮が必要である。

#### イ 交流会館への動線

バス通行の場合、海岸側の園内通路は幅員が狭小である。また、海岸沿いの動線は、海岸環境の保全や入所者の生活環境の保全に配慮が必要である。

図 アクセスおよび動線の課題





## ② 地形的な面からの課題

沖縄愛楽園は、屋我地島の海や森林に囲まれた自然環境の豊かな場所にあり、大規模な地形の改変による環境への影響は避ける必要がある。

検討範囲において、かつての土地利用を航空写真で追跡した場合、畑に利用されていた場所が確認できる。こうした土地は、大規模な造成をせずに利用できる範囲ととらえることができる。

これを基に、高低差、段差等に配慮しつつ、一体的に利用できる一団の土地の範囲を判断し、環境への影響に配慮しながら、さらに利用可能範囲を検討していく必要がある。

図 土地利用の経緯のある範囲 ※1993年の航空写真より判別



### 【対処方針】

- 大規模な地形の改変は行わない(造成は最小限とする)。
- 利用可能な一団の土地をゾーニングし利用促進を図る。

図 1993(平成5)年航空写真



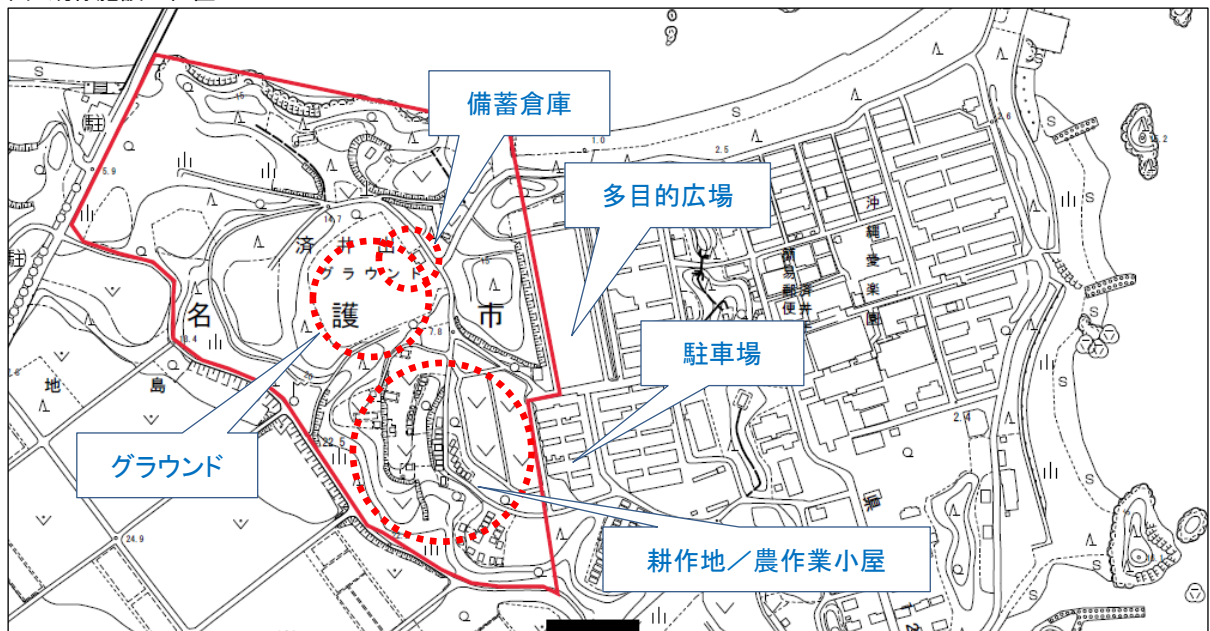
提供：国土地理院

### ③ 既存施設の利用に関する課題

検討範囲の部分においては、沖縄愛楽園が利用している既存施設があることから、今後の土地利用にあたって、利用の継続または用途変更など、位置づけをどうするか課題である。

施設名	利用の経緯や現状	課題
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンドは野球場の形態をしており沖縄愛楽園の野球チームや地域交流に利用されていた。</li> <li>現在は雑草が繁茂し、頻繁な利用は無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H20 将来構想では「運動場」とされている。</li> <li>平坦な土地で利用可能性は高い。</li> </ul>
備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄倉庫は東日本大震災後にグラウンドを避難場所として、平成 25 年 11 月に整備された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の位置づけが課題である。</li> </ul>
耕作地／農作業小屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦地は入所者の趣味や生きがいのための耕作地として利用され、そのための作業小屋が建てられている。</li> <li>耕作地の面積や小屋の利用は徐々に減少しているものの、現在も利用されている部分がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H20 将来構想では「市民農園」とされている。</li> <li>平坦な土地で利用可能性は高い。</li> </ul>
多目的広場・駐車場(※検討範囲外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討範囲東側に隣接して多目的広場と駐車場がある。イベントやグラウンドゴルフ等、地域との交流の場として利用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流の場の必要性。</li> </ul>

図 既存施設の位置



<p><b>【対処方針】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平坦地であるグラウンドは施設利用を促進する。</li> <li>● 備蓄倉庫は避難方法に関する管理者の意向を確認して今後の位置づけを検討する。</li> <li>● 耕作地・作業小屋は利用状況をみながら整理・集約し今後も農園として利用を検討する。</li> </ul>
----------------------	---



#### ④ 環境保全の課題（海岸、植生、景観）

##### ア 海岸

沖縄愛楽園の北側は自然海岸が広がり、砂浜や断崖、海岸植生（アダン群落等）などが良好な状態で残っている。今後も海岸の保全を図っていくことが望まれる。

##### イ 植生

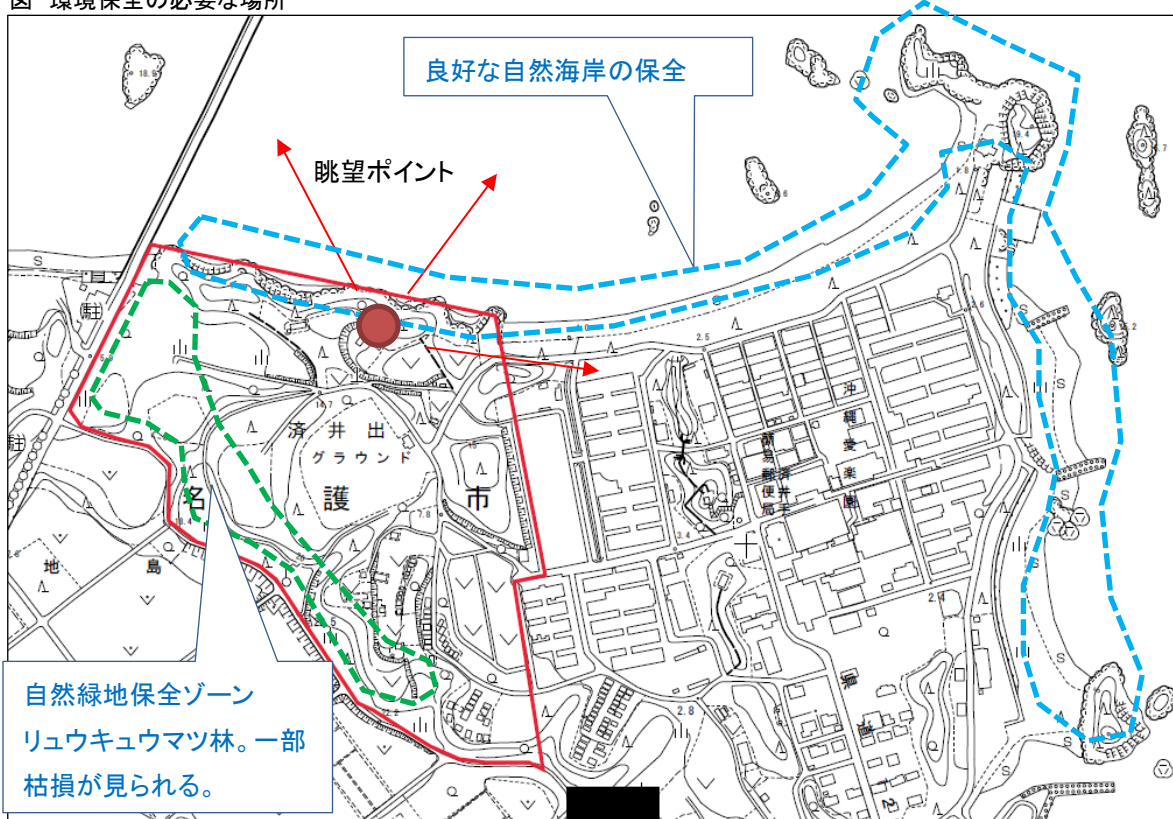
自然緑地保全ゾーンとされたゾーンには、畑地跡の二次林となっている場所や、リュウキュウマツの枯損、裸地化している部分などもあることから、植生の状態を確認しながら、保全が必要な部分と利用を検討する部分を見極める必要がある。

##### ウ 景観面の課題

北西側に、古宇利島方面に向けて優れた眺望ポイントがあり、環境に配慮しながら活用することが望まれる。高台で眺望が良い分、周囲からも目立つ場所となるため、建物を建てた時の見え方に配慮する必要がある。

また、高台から入所者施設方面への視野についても、プライバシーへの配慮が必要である。

図 環境保全の必要な場所



<b>【対処方針】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 海岸は良好な状態で保全を図る。</li><li>● 植生は保全すべき箇所を見極め、利用可能性を検討する。</li><li>● 優れた眺望を活かす。周囲からの景観、施設への視線に配慮する。</li></ul>
---------------	---

## ⑤ 土地利用規制等に関する課題

### ア 都市計画区域 開発行為

名護市は非線引き都市計画区域のため 3000 m<sup>2</sup>以上の開発行為は沖縄県の許可が必要である。

### イ 沖縄海岸国定公園

検討区域の海岸部は沖縄海岸国定公園の第二種特別地域である。工作物の新築や木竹の損傷、土地の形状変更など 18 項目に渡り許可が必要である。（その他は普通地域）

- ・ 許可基準概要：地形勾配 30%、高さ制限 13m、1000 m<sup>2</sup>以上の敷地は建ぺい率 20%など。

### ウ 鳥獣保護区

屋我地島全体が、国指定の屋我地鳥獣保護区域内にある。

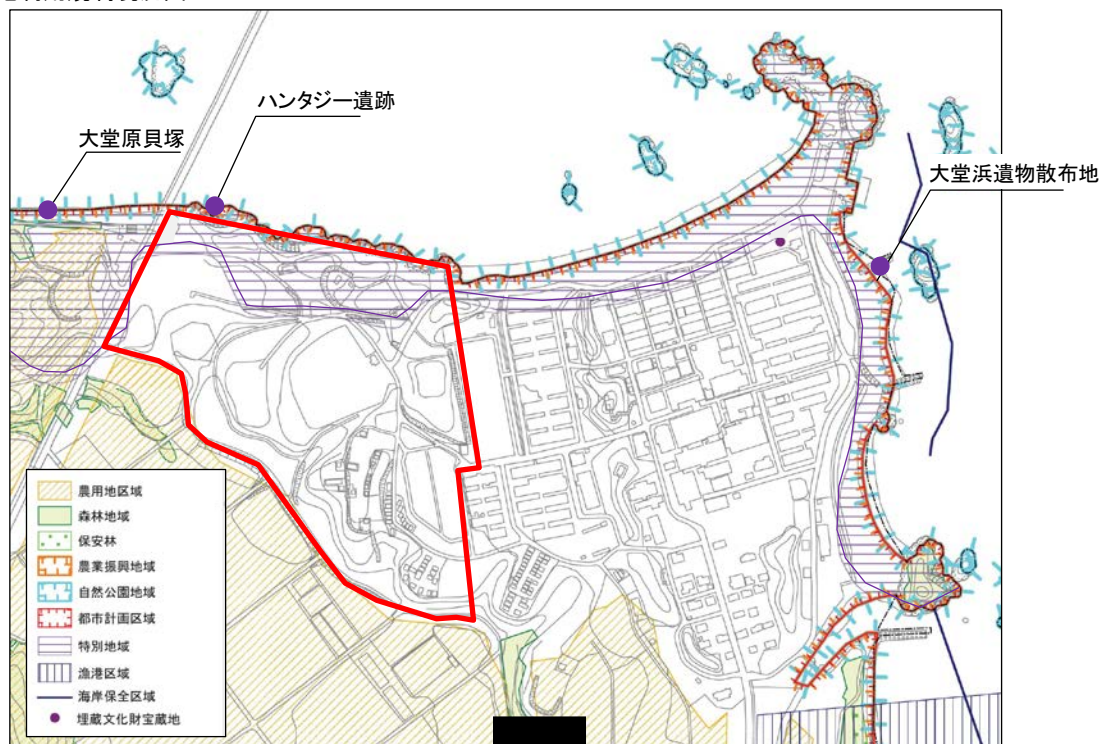
### エ 埋蔵文化財包蔵地

西側海岸部分に「ハンタジー遺跡」「大堂原貝塚」、東海岸に大堂浜遺物散布地が存在している。土木工事等で発掘が必要な場合は、事前に届出が必要である。

### オ 津波浸水範囲

検討範囲の海岸（崖下部分）に、津波浸水深 0.3～1.0m 未満、2.0～5.0m 未満の箇所がある。

図 土地利用規制現況図



#### 【対処方針】

- 土地利用規制基準等を遵守する。
- 津波浸水範囲を確認し、計画に配慮する。